

## 沼津市週休 2 日制工事試行要領

令和 3 年 1 月 21 日 副市長 決裁

改正 令和 3 年 2 月 8 日 副市長 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、沼津市が発注する建設工事において週休 2 日の確保を推進する工事（以下「週休 2 日制工事」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 週休 2 日制工事の対象（以下「対象工事」という。）は、沼津市が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携又は建築工事積算基準により積算する工事とする。ただし、次の各号に該当する工事を除く。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (2) 施工に必要な実日数が概ね 1 か月未満の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (4) 工事完成日に定めがある工事
- (5) 通年維持工事
- (6) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(用語の定義)

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休 2 日  
対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間  
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所  
対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理

上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。  
現場閉所率が28.5%以上を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注方式）

第4条 週休2日制工事は、工事担当課等の長が対象工事から選定し、発注するものとする。

2 週休2日制工事は、次のいずれかの方式により発注するものとし、適用する方式に応じた特記仕様書（別紙1又は別紙2）に週休2日制工事である旨を明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定するものをいう。

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、同意を得て、週休2日に取り組む（受注者希望型の場合は、4週6休以上で取り組むことをいう。以下同じ。）ものをいう。

（工期の設定）

第5条 発注者は、週休2日制工事を発注するときは、適切な工期の設定を行うものとし、変更契約を行うときも同様とする。

（実施方法）

第6条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる発注方式の区分に応じて、それぞれに定める方法により施工する。

ア 発注者指定型

受注者は、工事着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員に提出し、これに基づき施工する。

イ 受注者希望型

受注者は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」のいずれかをいう。以下「取組レベル」という。）を工事着手前の受発注者間協議により設定し、かつ、設定された取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表を監督員に提出し、これに基づき施工する。

- (2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員へ提出する。
- (4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の状況を確認する。なお、受注者希望型において、現場閉所率が受発注者間協議により設定された取組レベルを超えた場合は、当該設定された取組レベルを上限として判定し、第7条を適用する。

（費用の計上）

第7条 発注者は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じて、当該各号に定める方法により費用の計上を行うものとし、その計算に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領、静岡県週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）又は静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領を準用するものとする。

(1) 発注者指定型

当初積算時の費用は、4週8休以上を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、4週6休に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

当初積算時の費用は各経費の補正を行わずに算出するものとし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、現場閉所率に応じて各経費を補正し算出した費用で契約変更を行うものとする。ただし、4週6休に満たないとき並びに週休2日に取り組むことについて発注者との協議及び発注者の同意がないときは、契約変更の対象としない。

（成績評定）

第8条 現場閉所の状況について、工事成績評定における加減点評価は行わないものとする。

（入札公告等）

第9条 発注者は、週休2日制工事を実施するときは、入札公告等において、その旨を明記するものとする。

付 則

この要領は、副市長決裁の日から施行する。

付 則

この要領は、副市長決裁の日から施行する。

## 沼津市週休2日制工事特記仕様書（発注者指定型）

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事（発注者指定型）である。

### 第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### 第2条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。ただし、準備期間、後片づけ期間、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

#### (3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

#### (4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。現場閉所率が28.5%以上を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

### 第3条 実施方法

週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、工事着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員に提出し、これに基づき施工する。

(2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。

(3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表（参考様式）を監督員へ提出する。

(4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の実施状況を確認する。

#### 第4条 費用の計上

発注者は、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領、静岡県週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）又は静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領を準用する。なお、当初積算時の費用は、4週8休以上を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、4週6休に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

## 沼津市週休2日制工事特記仕様書（受注者希望型）

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組むことを協議したうえで実施する工事（受注者希望型）である。

### 第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### 第2条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

#### (3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

#### (4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。現場閉所率が28.5%以上を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

### 第3条 実施方法

週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」のいずれかをいう。以下「取組レベル」

という。)を工事着手前の受発注者間協議により設定し、かつ、設定された取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表を監督員に提出し、これに基づき施工する。

(2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。

(3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表(参考様式)を監督員へ提出する。

(4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の実施状況を確認する。なお、現場閉所率が受発注者間協議により設定された取組レベルを超えた場合は、当該設定された取組レベルを上限として判定し、第4条を適用する。

#### 第4条 費用の計上

発注者は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領、静岡県週休2日推進工事積算要領(港湾・漁港工事)又は静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領を準用する。なお、当初積算時の費用は各経費の補正を行わずに算出するものとし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、現場閉所率に応じて各経費を補正し算出した費用で契約変更を行うものとする。ただし、4週6休に満たないとき並びに週休2日に取り組むことについて発注者との協議及び発注者の同意がないときは、契約変更の対象としない。